韮崎市告示第２７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの企業版ふるさと応援寄附金（公金の収納に関する事務に限る。）に係る指定公金事務取扱者を下記のとおり指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和６年４月１日

韮崎市長　　内　藤　久　夫

記

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 所在地 |
| 株式会社ＪＴＢ | 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目１番２５号　ＪＴＢビル４階 |
| 株式会社エージェント | 東京都渋谷区道玄坂２丁目２５番１２号  道玄坂通５階 |
| 株式会社山梨中央銀行 | 山梨県甲府市丸の内一丁目２０番８号 |
| 株式会社カルティブ | 神奈川県横浜市西区高島２－１９－１２  スカイビル |